

内部統制システムに関する 基本方針

当社は、経営理念のもと、集客と感動の環境を創り出し、顧客の事業繁栄と成功に貢献することにより、企業価値を高め、成長を続けてまいります。

そのため、以下の内部統制システムに関する基本方針を定め、適正かつ効率的な業務遂行につとめてまいります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・乃村工藝社グループ（以下「当社グループ」という）の役員および従業員が、法令および定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底しておこなわれるよう、内部統制システムを運用する。
 - ・本社部門ではコンプライアンスに関する社内研修を適宜実施するとともに、事業部門から相談・報告を受け、対応策を講じ、報告事項に重大な法令違反行為などが含まれる場合には、リスク管理委員会を開催して審議をおこない、その内容を代表取締役 社長執行役員に報告する。
 - ・リスク管理委員会は、緊急時以外にも定期的に開催し、リスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などをおこなうとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じる。
 - ・本社部門および事業部門から独立した監査室を設置する。監査室は、定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、代表取締役 社長執行役員および取締役会ならびに監査等委員会に監査報告をおこなう。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理および保存をおこなう。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、リスク管理体制を整備する。また、リスクマネジメントに関するガイドラインを作成し、社内の情報基盤を通じて共有する。
 - ・経営上重要なリスクについては、上記リスク管理委員会においてリスクの把握・分析をおこない、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめる。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役会は、取締役会規則などの社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。
 - ・業務執行上の重要事項の報告・審議・決定を目的に経営会議を開催し、意思決定の迅速

化につとめる。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社を含めた企業集団の行動の基本ルールとして「乃村工藝社グループ行動規範」を定める。当社グループ各社は、本規範のもと社内規程を整備するとともに、その整備状況や運用状況については当社の本社部門が定期的を確認し、グループ会社全体でコンプライアンス経営の実践につとめる。
- ・担当部門を定めて、グループ会社全社の業務の統括および経営に関する指導・支援をおこなう。
- ・当社グループの内部通報制度の窓口を設置する。また、その運用に関する規則を定めて通報をおこなった者の秘匿性の確保と不利益の防止をはかる。
- ・監査等委員である取締役とグループ各社の監査役は連携を強化し、当社グループ全体の監査の充実をはかるため、定期的にグループ監査協議会を開催する。
- ・内部監査を担当する監査室が、グループ各社を対象として定期的に業務監査をおこなう。

(6) 財務報告に係る内部統制の整備・運用

- ・金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」について適正な制度運用および評価をおこない、財務報告の信頼性確保につとめる。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査等委員会の運営を補助するため監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を設け、同室に使用人を配置する。
- ・監査室は、内部監査における結果について、適宜その内容を監査等委員会に報告をおこなう。
- ・監査等委員会よりその職務に関し補助を求められた場合、監査室および監査等委員会室が対応するものとする。
- ・監査室および監査等委員会室に所属する使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定は、常勤の監査等委員である取締役の事前の承認を得るものとする。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社グループの役員および従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査等委員会に報告するものとする。
- ・前項の報告をおこなった者に対し、当該報告をおこなったことを理由として、不利な取り扱いをおこなうことを禁止し、これを周知徹底する。
- ・内部通報制度の通報状況について、通報をおこなった者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員会へ報告をおこなう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互

認識を深める。

- ・監査等委員会が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的におこなうための体制を構築する。
- ・監査等委員会の職務の執行にかかる費用は、監査の実効性を担保すべく予算を措置するほか、緊急または臨時に生じる費用または債務について、これを負担する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ・反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部、不当要求防止責任者を総務部長とし、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力および団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内との関係部署が協力して組織的に対応する。

改訂：2022（令和4）年5月26日